

改正 平成 26 年 6 月 3 日 原規総発第 1406033 号 原子力規制委員会決定

平成 26 年度原子力規制委員会事後評価実施計画（原規総発第 1403263 号）の一部を以下のとおり改正する。

原子力規制委員会

平成 26 年度原子力規制委員会事後評価実施計画の一部改正について

平成 26 年度原子力規制委員会事後評価実施計画を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この計画は平成 26 年 6 月 3 日から施行する。

平成 26 年度原子力規制委員会事後評価実施計画の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改定案	現行
<p>(略)</p> <p>3. 事後評価の実施方法</p> <p>①政策の所管課室等は、平成 25 年度実施施策について、その達成状況を可能な限り客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。事後評価の結果を、評価対象の施策目標ごとに別紙 1 の様式による<u>政策評価書</u> (案) として作成する。</p> <p>②長官官房総務課は、<u>政策評価書</u> (案) を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議、決定を経て、8 月を目途に<u>政策評価書</u>を公表する。</p> <p>③<u>政策評価書</u>に対し、メールフォーム等を通じて国民から寄せられた意見・要望については、関係する課室等で適切に活用する。</p> <p>④事後評価の結果は、今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCA サイクルを適切に機能させていくことに努める。</p> <p>長官官房総務課は、事後評価結果の政策への反映状況について審査し、必要に応じて政策の所管課室等に対して意見を述べる。</p>	<p>(略)</p> <p>3. 事後評価の実施方法</p> <p>①政策の所管課室等は、平成 25 年度実施施策について、その達成状況を可能な限り客観的な指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。事後評価の結果を、評価対象の施策目標ごとに別紙 1 の様式による<u>事後評価書</u> (案) として作成する。</p> <p>②長官官房総務課は、<u>事後評価書</u> (案) を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議、決定を経て、8 月を目途に<u>事後評価書</u>を公表する。</p> <p>③<u>事後評価書</u>に対し、メールフォーム等を通じて国民から寄せられた意見・要望については、関係する課室等で適切に活用する。</p> <p>④事後評価の結果は、今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCA サイクルを適切に機能させていくことに努める。</p> <p>長官官房総務課は、事後評価結果の政策への反映状況について審査し、必要に応じて政策の所管課室等に対して意見を述べる。</p>

#### 4. 事前分析表の作成

政策の所管課室等は、平成 26 年度原子力規制委員会の政策体系に定める「施策目標」を対象として、評価対象の施策目標ごとに別紙 2 の様式により平成 26 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表を作成する。長官官房総務課は、事前分析表を取りまとめて公表する。

#### 4. 事前分析表の作成

政策の所管課室等は、平成 26 年度原子力規制委員会の政策体系に定める「施策目標」を対象として、評価対象の施策目標ごとに別紙 2 の様式により平成 26 年度実施施策に係る事前分析表を作成する。長官官房総務課は、事前分析表を取りまとめて公表する。